議第33号

呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成28年呉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,下線で示すように改正する。

<u>すように改正する。</u>	
改正前	改正後
目次	目次
第1章~第5章 略	第1章~第5章 略
第6章 雑則(第34条)	第6章 雑則 (第34条 <u>·第35条</u>)
付則	付則
第4条 略	第4条 略
2~4 略	$2 \sim 4$ 略
	5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人
	権の擁護,虐待の防止等のため,必要な体
	制の整備を行うとともに, その従業者に対
	し,研修を実施する等の措置を講じなけれ
	<u>ばならない。</u>
	6 指定居宅介護支援事業者は,指定居宅介
	護支援を提供するに当たっては,法第11
	8条の2第1項に規定する介護保険等関
	連情報その他必要な情報を活用し、適切か
	つ有効に行うよう努めなければならない。
(管理者)	(管理者)
第6条略	第6条 略

2 前項に規定する管理者は,介護保険法施 2 行規則(平成11年厚生省令第36号)第 140条の66第1号イ(3)に規定する 主任介護支援専門員でなければならない。

前項に規定する管理者は、介護保険法施 行規則(平成11年厚生省令第36号)第 140条の66第1号イ(3)に規定する 主任介護支援専門員<u>(以下この項において 「主任介護支援専門員」という。)</u>でなけ ればならない。ただし、主任介護支援専門 員の確保が著しく困難である等やむを得 ない理由がある場合については、介護支援 専門員(主任介護支援専門員を除く。)を

3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は,指定居宅介|2 指定居宅介護支援事業者は,指定居宅介 護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、 居宅サービス計画が第4条に規定する基 本方針及び利用者の希望に基づき作成さ れるものであり,利用者は複数の指定居宅 サービス事業者等を紹介するよう求める ことができること等について説明を行い, 理解を得なければならない。

$3 \sim 8$ 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 条に規定する基本方針及び前条に規定す る基本取扱方針に基づき,次に掲げるとこ ろによるものとする。
 - (1) ~ (8) 略
 - (9) 介護支援専門員は, サービス担当者会 議(介護支援専門員が居宅サービス計画 の作成のために、利用者及びその家族の 参加を基本とし、居宅サービス計画の原 案に位置付けた指定居宅サービス等の 担当者(以下この条において「担当者」 という。)を招集して行う会議をいう。 以下同じ。)の開催により、利用者の状

前項に規定する管理者とすることができ る。

3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

護支援の提供の開始に際し, あらかじめ, 居宅サービス計画が第4条に規定する基 本方針及び利用者の希望に基づき作成さ れるものであり,利用者は複数の指定居宅 サービス事業者等を紹介するよう求める ことができること,前6月間に当該指定居 宅介護支援事業所において作成された居 宅サービス計画の総数のうちに訪問介護, 通所介護,福祉用具貸与及び地域密着型通 所介護(以下この項において「訪問介護等」 という。)がそれぞれ位置付けられた居宅 サービス計画の数が占める割合,前6か月 間に当該指定居宅介護支援事業所におい て作成された居宅サービス計画に位置付 <u>けられた訪問介護</u>等ごとの回数のうちに 同一の指定居宅サービス事業者又は指定 地域密着型サービス事業者によって提供 されたものが占める割合等について説明 を行い、理解を得なければならない。

$3 \sim 8$ 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第16条 指定居宅介護支援の方針は,第4|第16条 指定居宅介護支援の方針は,第4 条に規定する基本方針及び前条に規定す る基本取扱方針に基づき,次に掲げるとこ ろによるものとする。
 - (1) ~ (8) 略
 - (9) 介護支援専門員は, サービス担当者会 議(介護支援専門員が居宅サービス計画 の作成のために、利用者及びその家族の 参加を基本とし、居宅サービス計画の原 案に位置付けた指定居宅サービス等の 担当者(以下この条において「担当者」 という。)を招集して行う会議(テレビ 電話装置その他の情報通信機器(以下

況等に関する情報を担当者と共有する とともに、当該居宅サービス計画の原案 の内容について、担当者から、専門的な 見地からの意見を求めるものとする。 だし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者にし、利用者(末期の悪性腫瘍の 医師又は歯科医師(以下この条において 「主治の医師等」という。)の意見を 案して必要と認める場合その他のな を得ない理由がある場合については 者に対する照会等により意見を ることができるものとする。

(10) ~ (18 の 2) 略

「テレビ電話装置等」という。)を活用 して行うものを含む。ただし、利用者又 はその家族(以下この号において「利用 者等」という。) が参加する場合にあっ ては,テレビ電話装置等の活用について 当該利用者等の同意を得たものに限 る。)をいう。以下同じ。)の開催によ り,利用者の状況等に関する情報を担当 者と共有するとともに、当該居宅サービ ス計画の原案の内容について, 担当者か ら, 専門的な見地からの意見を求めるも のとする。ただし、利用者(末期の悪性 腫瘍の患者に限る。) の心身の状況等に より, 主治の医師又は歯科医師(以下こ の条において「主治の医師等」という。) の意見を勘案して必要と認める場合そ の他のやむを得ない理由がある場合に ついては, 担当者に対する照会等により 意見を求めることができるものとする。

(10) \sim (18の2) 略

(18の3) 介護支援専門員は、その勤務する 指定居宅介護支援事業所において作成 された居宅サービス計画に位置付けら れた指定居宅サービス等に係る居宅介 護サービス費, 特例居宅介護サービス 費,地域密着型介護サービス費及び特例 地域密着型介護サービス費(以下この号 において「サービス費」という。)の総 額が法第43条第2項に規定する居宅 介護サービス費等区分支給限度基準額 に占める割合及び訪問介護に係る居宅 介護サービス費がサービス費の総額に 占める割合が厚生労働大臣が定める基 準に該当する場合であって,かつ,市町 村からの求めがあった場合には, 当該指 定居宅介護支援事業所の居宅サービス 計画の利用の妥当性を検討し, 当該居宅 サービス計画に訪問介護が必要な理由 等を記載するとともに, 当該居宅サービ ス計画を市町村に届け出なければなら $(19) \sim (27)$ 略

(運営規程)

- 業の運営についての重要事項に関する規 程(以下「運営規程」という。)を定めて おかなければならない。
 - (1) ~ (5) 略

(6) 略

(勤務体制の確保)

第22条 略

2 · 3 略

ない。

 $(19) \sim (27)$ 略

(運営規程)

- |第21条 | 指定居宅介護支援事業者は、指定||第21条 | 指定居宅介護支援事業者は、指定 居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事 居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事 業の運営についての重要事項に関する規 程(以下「運営規程」という。)を定めて おかなければならない。
 - (1) ~ (5) 略
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事 項

(7) 略

(勤務体制の確保)

第22条 略

2 · 3 略

- 4 指定居宅介護支援事業者は,適切な指定 居宅介護支援の提供を確保する観点から, 職場において行われる性的な言動又は優 越的な関係を背景とした言動であって業 務上必要かつ相当な範囲を超えたものに より介護支援専門員の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等 の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)
- 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は, 感染症や非常災害の発生時において,利用 者に対する指定居宅介護支援の提供を継 続的に実施し,及び非常時の体制で早期の 業務再開を図るための計画(以下「業務継 続計画」という。)を策定し、当該業務継 続計画に従い必要な措置を講じなければ ならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は,介護支援専 門員に対し,業務継続計画について周知す るとともに, 必要な研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は,定期的に業 務継続計画の見直しを行い, 必要に応じて 業務継続計画の変更を行うものとする。 (感染症の予防及びまん延の防止のため

(掲示)

第25条 略

の措置)

- 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は, 当該指定居宅介護支援事業所において感 染症が発生し,又はまん延しないように, 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所におけ る感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

- 第25条 略
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定 する事項を記載した書面を当該指定居宅 介護支援事業所に備え付け、かつ、これを いつでも関係者に自由に閲覧させること により、同項の規定による掲示に代えるこ とができる。

(虐待の防止)

- 第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、 虐待の発生又はその再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所におけ る虐待の防止のための指針を整備するこ と。

第6章 雑則

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において,介護支援専門員に対し,虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

- 第34条 指定居宅介護支援事業者及び指 定居宅介護支援の提供に当たる者は,作 成,保存その他これらに類するもののう ち,この条例の規定において書面(書面, 書類,文書,謄本,抄本,正本,副本,複 本その他文字, 図形等人の知覚によって認 識することができる情報が記載された紙 その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている又 は想定されるもの(第10条(第33条に おいて準用する場合を含む。)及び第16 条第24号(第33条において準用する場 合を含む。) 並びに次項に規定するものを 除く。)については、書面に代えて、当該 書面に係る電磁的記録(電子的方式,磁気 的方式その他人の知覚によっては認識す ることができない方式で作られる記録で あって,電子計算機による情報処理の用に 供されるものをいう。) により行うことが できる。
- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅 介護支援の提供に当たる者は,交付,説明, 同意,承諾その他これらに類するもの(以 下「交付等」という。)のうち,この条例 の規定において書面で行うことが規定さ れている又は想定されるものについては, 当該交付等の相手方の承諾を得て,書面に 代えて,電磁的方法(電子的方法,磁気的 方法その他人の知覚によって認識するこ とができない方法をいう。)によることが できる。

(委任)

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号 の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改 正後の呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条 例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第30条の2(新条例第33条 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講 じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第21条 (新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新 条例第21条中「, 次に」とあるのは「, 虐待の防止のための措置に関する事項 に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とある のは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間,新条例第22条の 2 (新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」 と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うも のとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の 2 (新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」 とする。

(呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例の一部改正)

第5条 呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例(平成30年呉市条例第16号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示 すように改正する。

<u>/ 00 / 10 9 m / 00</u>	
改正前	改正後
付 則	付 則
(管理者に係る経過措置)	(管理者に係る経過措置)
to the second se	

|第2条 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、|第2条 <u>令和9年3月31日</u>までの間は<u>、令</u> 改正後の第6条第2項の規定にかかわら ず、介護支援専門員(介護保険法施行規則 6条第1項の指定を受けている事業所(同

和3年3月31日までに介護保険法第4

(平成11年厚生省令第36号)第140 条の66第1号イ(3)に規定する主任介護 支援専門員を除く。)を第6条第1項に規 定する管理者とすることができる。

日において当該事業所における第6条第1 項に規定する管理者(以下この条において 「管理者」という。)が,介護保険法施行 規則(平成11年厚生省令第36号)第1 40条の66第1号イ(3)に規定する主任 介護支援専門員でないものに限る。)につ いては,改正後の第6条第2項の規定にか かわらず,引き続き,令和3年3月31日 における管理者である介護支援専門員を管 理者とすることができる。

(提案理由)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い,所要の規定の整備をするため,この条例案を提出する。